

本手引きの内容は、制度改正等に伴い、
予告なしに変更することがあります。

指定特定相談支援事業者
指定障害児相談支援事業者
指定申請の手引き

平成30年10月

防府市健康福祉部障害福祉課

1 相談支援事業の概要

平成24年4月に施行された障害者自立支援法（平成17年法律第123号。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）に改称。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正に伴い、相談支援の充実・強化が図られ、従来の相談支援事業は、「特定相談支援事業」、「障害児相談支援事業」及び「一般相談支援事業」に再編されました。

このうち、「特定相談支援事業」又は「障害児相談支援事業」を行う場合は、事業所の所在地を管轄する市町村長から指定を受ける必要があります。

事業の種類（根拠法）	指定権者	事業の内容
特定相談支援事業 （障害者総合支援法）	市町村長	○基本相談支援 ○計画相談支援（サービス等利用計画の作成及び一定期間ごとのモニタリング）
障害児相談支援事業 （児童福祉法）	市町村長	○障害児相談支援（障害児利用支援計画の作成及び一定期間ごとのモニタリング）
一般相談支援事業 （障害者総合支援法）	都道府県知事 指定都市の市長 中核市の市長	○基本相談支援 ○地域相談支援 ・地域移行支援（施設入所者等が地域生活に移行するために必要な相談支援） ・地域定着支援（在宅の単身障害者等に対する常時の連絡体制の確保や緊急時等における相談支援）

2 指定基準の概要

指定特定相談支援事業又は指定障害児相談支援事業の指定を受けるためには、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）」、「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）」（以下「指定基準」という。）に従って適正な事業の運営をすることができると認められる必要があります。

以下に、指定基準の概要を示しますが、指定の申請に当たっては、事前に指定基準及びその他の関係通知の内容を十分に確認してください。

(1) 指定の基本的要件

- ① 申請者が法人であること。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が指定基準を満たしていること。
- ③ 指定基準に従って適正な事業の運営をすることができると認められること。
- ④ 総合的に相談支援を行う者として、厚生労働省令で定める基準（以下の3要件）に該当する者であること。
 - ア 運営規程において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと。ただし、他の事業所等と連携することにより対応可能な場合は可。
 - イ 防府市地域総合支援協議会に定期的に参加する等医療機関や行政機関等の関係機関との連携体制を確保していること。
 - ウ 当該事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。
- ⑤ 障害者総合支援法第36条第3項各号（第4号、第10号及び第13号を除く。）、児童福祉法第21条の5の15第3項（第4号、第11号及び第14号を除く。）の規定に該当しないこと。

(2) 人員基準について

管理者	<ul style="list-style-type: none">・事業所ごとに、専従（※1）の管理者を配置してください。管理業務に支障がない場合は、他の職務との兼務（※2）が可能です。・管理者は、指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の従業者である必要はありません。
従業者	<ul style="list-style-type: none">・事業所ごとに、専従の相談支援専門員を1人以上（常勤換算）配置してください。業務に支障がない場合は、他の職務との兼務（※3）が可能です。・1か月平均の利用者の数（当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数）が35件に対して、相談支援専門員1人の配置が標準です。また、その端数を増すごとに増員することが望ましいです。

※1 専従について

専従とは、原則として、サービス提供時間帯（当該従業者の勤務時間）を通じて他の職務に従事しないことをいいます。常勤・非常勤は問いません。

なお、常勤者とは、原則として週32時間以上勤務する者をいいます。

※2 管理者の兼務について

管理者は、原則として専従です。ただし、当該事業所の管理業務に支障がないときは、

当該指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）の他の業務や、併設する事業所の業務等を兼ねることができます。また、指定障害児相談支援事業所（指定特定相談支援事業所）の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めます。

※3 相談支援専門員の兼務について

相談支援専門員は、原則として専従です。ただし、当該業務に支障がないときは、当該指定特定相談支援事業所（指定障害児相談支援事業所）の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができます。なお、指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、業務上に支障がない場合として認めるものとしませんが、指定自立生活援助事業所との兼務については、サービス管理責任者又は地域生活支援員のいずれか一方のみになります。

また、相談支援専門員が担当する利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等（指定自立生活援助事業所を除く。）の業務と兼務する場合は、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援（モニタリング）を実施することを基本とします。

常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

この場合の勤務時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務延べ時間数であること。

【例】当該事業所の常勤の従業者が勤務すべき1週間の時間数が40時間の場合

①常勤者を1人配置した場合 → $40\text{時間} \div 40\text{時間} = 1\text{人}$ （常勤換算数）

②常勤者1人（週20時間兼務）と非常勤1人（週20時間勤務）を配置した場合
→ $(20\text{時間} + 20\text{時間}) \div 40\text{時間} = 1\text{人}$ （常勤換算数）

(3) 相談支援専門員について

① 基本的要件

相談支援専門員は、障害の特性や当事者の生活実態に関する知識と経験が必要であることから、「実務経験」と「相談支援従事者研修の受講」が要件となります。

② 相談支援従事者研修の受講

都道府県が実施する相談支援従事者研修（初任者研修）の全日程を修了していることが必要です。

なお、現任研修を5年に1回以上受講する必要があります。

③ 実務経験

従事されてきた業務に応じて、従事した期間が3年、5年、10年以上の要件があります。なお、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上であることをいいます。

詳しくは、「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第227号）」及び「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第225号）」を確認してください。

(参考) 相談支援専門員の実務要件

業務の範囲	従事内容	実務経験年数
I 相談支援業務	ア 平成18年10月1日に現に下記の事業・施設において相談支援業務に従事しており、平成18年9月30日までに当該相談支援業務に従事した期間(告示1イ該当) (1) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業 (2) 精神障害者地域生活支援センター	3年以上
	イ 下記の事業・施設における相談支援業務(告示1ロ(1)~(3)該当) (1) 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業 (2) 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設 (3) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設(※ア)、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設	5年以上
	ウ 下記のいずれかに該当する者が実施する、病院若しくは診療所における相談支援業務(告示1ロ(4)該当) (1) 社会福祉主事任用資格者(※1) (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修(※2)を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 (3) 国家資格等(※)を有する者 (4) イに掲げる事業・施設の従事者及び従業者である期間が1年以上である者	
	エ 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターにおける相談支援業務(告示1ホ該当)	
	オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関(※イ)における障害のある児童及び生徒の就学相談・教育相談及び進路相談の業務(告示1ヘ該当)	
II 直接支援業務	カ 下記の施設・医療機関等における直接支援業務(告示1ニ該当) (1) 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の病室であって療養病床に係るものその他これらに準ずる施設 (2) 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業(※ウ)その他これらに準ずる事業(※エ) (3) 病院若しくは診療所又は薬局、訪問介護事業所その他これらに準ずる施設	10年以上
	キ 下記のいずれかに該当する者が実施する、上記カの直接支援業務(告示1ハ該当) (1) 社会福祉主事任用資格者(※1) (2) 相談支援の業務に関する基礎的な研修(※2)を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められる者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者(※3) (5) 精神障害者社会復帰指導員任用資格者(※4)	5年以上
III 国家資格該当者	ク 国家資格等(※)による業務に5年以上従事している者が実施する、上記Iの相談支援業務(Aを除く)又は上記IIの直接支援業務(告示1ト該当)	3年以上

I 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

II 直接支援業務

身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、精神保健福祉士

- ※1 **社会福祉主事の資格**（社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当）
- 一 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（3科目主事）
 - 二 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
 - 三 社会福祉士
 - 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
 - 五 その他同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
 - (1) 精神保健福祉士
 - (2) 学校教育法に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、大学院への入学を認められた者
- ※2 「**基礎的な研修**」とは、介護職員初任者研修に相当するものが該当
介護職員初任者研修に相当するものとして、実務者研修、介護職員基礎研修、訪問介護員1級・2級課程が該当
- ※3 **児童指導員の資格**（児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準第43条各号のいずれかに該当）
- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
 - 二 社会福祉士の資格を有する者
 - 三 精神保健福祉士の資格を有する者
 - 四 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 五 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - 八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
 - 九 学校教育法の規定により、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
 - 十 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- ※4 **精神障害者社会復帰指導員の資格**（精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準第17条第2項各号のいずれかに該当）
- 一 学校教育法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程において優秀な成績で単位を取得したことにより、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 二 学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第67条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
 - 三 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第56条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上精神保健及び精神障害者の福祉に関する業務に従事したもの
 - 四 前2号に掲げる者のほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関し相当の学識経験を有すると認められる者
- ※ア 「**老人福祉施設**」とは、老人福祉法第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターをいう。
- ※イ 「**これらに準ずる機関**」として特別支援学級が該当
- ※ウ 「**老人居宅介護等事業**」とは、老人福祉法第10条の4第1項第1号の措置に係る者又は介護保険法の規定による訪問介護に係る居宅介護サービス費若しくは定期巡回・随時対応型訪問介護看護若しくは夜間対応型訪問介護に係る地域密着型介護サービス費の支給に係る者その他の政令で定める者につき、これらの者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものを供与する事業又は介護保険法第115の4第5第1項第1号イに規定する第一号訪問事業であって厚生労働省令で定めるものをいう。
- ※エ 「**これらに準ずる事業**」とは、老人福祉法第5条の2第1項に規定する「老人居宅生活支援事業」のうち、老人デイサービス事業（介護保険法の規定による通所介護事業、第一号通所事業）、老人短期入所事業（介護保険法の規定による短期入所生活介護事業）、小規模多機能型居宅介護事業（介護保険法の規定による小規模多機能型居宅介護事業）、認知症対応型老人共同生活援助事業（介護保険法の規定による認知症対応型共同生活介護事業）、及び複合型サービス福祉事業並びに同法第29条第1項に規定する「有料老人ホーム」において、介護保険法の規定による特定施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護のサービスを提供する事業をいう。

(4) 設備の基準について

事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければなりません。

① 事務室

事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切り等により他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であって差し支えありません。

なお、区分がされていなくても業務に支障がないときは、相談支援の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足够了。

② 受付等のスペースの確保

事務室又は相談支援の事業を行うための区画については、利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保してください。また、相談のためのスペース等は利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造にしてください。

③ 設備及び備品等

相談支援に必要な設備及び備品等を確保してください。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。

④ その他

事務室又は区画、設備及び備品等については必ずしも事業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても差し支えありません。

3 指定手続きの概要

指定手続きについては、「防府市指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則」に定めています。

特定相談支援事業又は障害児相談支援事業の指定に関する事前相談、指定申請書の提出、指定後の各種届出等に係る窓口は、防府市障害福祉課になります。指定の申請書類は、事業所ごとに正本1部を窓口へ提出し、申請者は副本を作成の上、保管してください。

なお、障害児相談支援事業の指定については、障害福祉サービスの利用も含めた障害児に対

する支援を一体的に判断することが望ましいことから、あわせて特定相談支援事業の指定を受けることを基本とします。

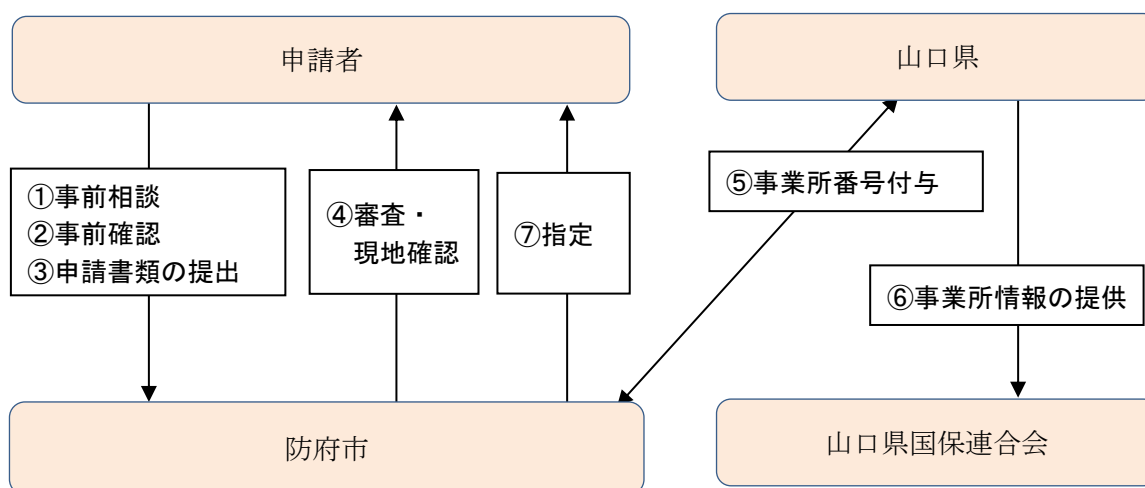
(1) 指定事務担当窓口

担当窓口	所在地	連絡先
防府市健康福祉部 障害福祉課調整係	〒747-8501 防府市寿町7番1号 防府市役所 1号館1階⑤番窓口	T E L 0835-25-2338 F A X 0835-25-2539 E-mail sfukushi@city.hofu.yamaguchi.jp

指定を受けようとする場合は、事前に防府市障害福祉課（0835-25-2338）に電話でその旨を伝えてください。

申請に必要な書類等は、防府市ホームページからダウンロードできます。（トップページ→組織・課名でさがす→健康福祉部障害福祉課→特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所）

(2) 申請から指定までの流れ



①事前相談	<ul style="list-style-type: none"> ・事前相談は、原則として申請書類の提出期限（事業開始予定日の前々月末日）の1か月前までに行ってください。 【例】4月1日事業開始の場合 → 1月末日までに ・来庁される場合は、事前に来庁日時の連絡をお願いします。
②申請書類の事前確認	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書類の提出前に、必ず防府市障害福祉課にて書類確認を受けてください。事前に来庁日時の連絡をお願いします。 ・事前確認後、申請書類等の差替え・追加・訂正等をお願いする場合があります。

③申請書類の提出	<ul style="list-style-type: none"> 申請書類（事前確認済み）の提出は、事業開始予定日の前々月末日までに行ってください。 【例】4月1日事業開始の場合 → 2月末日までに 申請書類は、窓口を持参してください（郵送不可）。事前に提出日時 の連絡をお願いします。
④申請内容の審査・ 現地確認	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容の審査及び現地確認を行います。 申請内容に重大な不備、不適事項があったときは、その改善が図られるまで指定ができません。場合によっては、指定申請の取下げを 求めることがあります。
⑤事業所番号の付与	<ul style="list-style-type: none"> 審査後、市から県に事業所番号の付与を依頼します。 県での事業所指定登録手続き後、県から市に事業所番号の連絡があ ります。 事業所番号は、指定通知書に記載します。
⑥事業所情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> 山口県国民健康保険団体連合会への事業所情報の提供は、県が行い ます。 なお、計画相談支援給付費等の請求に必要な手続きなどの詳細は、 山口県国民健康保険団体連合会（TEL 083-925-2697）に事前にお問 い合わせください。
⑦指定	<ul style="list-style-type: none"> 申請内容の審査及び現地確認の結果、指定要件を満たすものと判断 した場合に、月の1日付けで指定します。 指定した場合は、申請者宛てに指定通知書を送付します。

（3） 申請書類の作成に係る留意事項等

特定相談支援事業者・障害児相談支援事業者の指定の申請をするためには、以下の書類が必要
です。「指定申請必要書類一覧表」により必要書類を確認され、作成に当たっては、各
様式の備考や下記の留意事項を参照してください。

なお、「指定申請必要書類一覧表」、「指定申請書」、「添付書類」等は、事業所ごとに、一
括してフラットファイル（A4版・2穴）に綴じて提出してください。

様式名等	作成時の留意事項・チェック内容
指定申請必要書類一覧表	<ul style="list-style-type: none"> 「申請者確認欄」の該当欄に「○」印を付け、申請書類等に 漏れがないように確認してください。 申請時には、この一覧表を一番上に添付してください。

<p>第1号様式</p> <p>「指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所指定申請書」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者は法人となります。 ・障害児相談支援事業を行わない場合は、「指定障害児相談支援事業所」を二重線で消去してください。 ・申請者の名称・主たる事務所の所在地、代表者の氏名・職名・住所は、登記事項証明書の記載どおりに記載してください。 ・事業所の名称・所在地は、運営規程、付表と一致させてください。
<p>付表</p> <p>「指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の指定に係る記載事項」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児相談支援事業を行わない場合は、「指定障害児相談支援事業所」を二重線で消去してください。 ・特定相談支援事業と障害児相談支援事業の両方の指定を申請する場合についても、本様式1枚にまとめて提出してください。 ・管理者の氏名・住所・生年月日は、経歴書と一致させてください。 ・従業員の職種・員数・常勤換算後の人数は、参考様式6-1「従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表」と一致させてください。 ・営業日、営業時間は、運営規程と一致させてください。 ・主たる対象者は、運営規程と一致させてください。 ・その他の費用（通常の実施地域以外の交通費実費等）は、運営規程と一致させてください。
<p>別紙</p> <p>「他の事業所又は施設の従事者と兼務する相談支援専門員について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・兼務している相談支援専門員がない場合には、提出の必要はありません。
<p>申請者の登記事項証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね3か月以内に発行された履歴事項全部証明書（原本）を提出してください。 ・「目的」の欄に、相談支援事業についての記載があることを確認してください。記載のない場合は、登記事項の変更をお願いします。 <p>(記載例)「特定相談支援事業の経営」 「障害児相談支援事業の経営」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書が変更の途中で、申請時に間に合わない

	<p>場合は、変更前の登記事項証明書（写しでも可）を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更完了後速やかに、変更後の登記事項証明書を提出してください。
<p>参考様式 1 「平面図」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各部屋の用途及び面積を明示してください。なお、既存の平面図（建築図面等）がある場合は、それをA3又はA4に縮小の上、添付してください。 ・複数の事業所で同じ建物を使用する場合は、事業で使用する場所が分かるように色分け等をしてください。 ・相談者が安心して相談できるよう、プライバシーに配慮した相談スペースを確保してください。
<p>参考様式 2 「備品等一覧表」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準等の規定に従い、事業所に設けられている備品の品目等を記載してください。 ・相談支援に必要な書類等を保管できる設備を設けてください。また、個人情報等の適切な管理ができる保管場所を確保してください。
<p>参考様式 3 「管理者経歴書」 「相談支援専門員経歴書」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「○○○」の部分に「管理者」と記載したものと「相談支援専門員」と記載したものをそれぞれ別に作成してください。 ・管理者と相談支援専門員を兼務する場合は「管理者・相談支援専門員」と記載し、1枚にまとめて提出してください。
<p>参考様式 4 「実務経験証明書」 参考様式 5 「実務経験見込証明書」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員について作成し、原本を提出してください。 ・実務経験証明書は、当時従事していた事業所の法人に証明をお願いしてください。既にその事業所がない等の理由により当時の法人が証明できない場合は、指定を申請する法人が責任を持って証明してください。
<p>相談支援専門員の研修修了書、資格を証する書類の写し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の初任者研修、現任研修等の修了書、その他資格を証する書面の写しを添付してください。
<p>運営規程</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定基準第19条に規定されている下記の項目を漏れなく記載してください。 <ol style="list-style-type: none"> 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定計画相談支援（指定障害児相談支援）の提供方法

	<p>及び内容並びに計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者）から受領する費用及びその額</p> <p>5 通常の事業の実施地域</p> <p>6 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類</p> <p>7 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>8 その他運営に関する重要事項</p>
組織体制図	<ul style="list-style-type: none"> ・法人全体の中で、申請する事業所の位置付けが分かるように作成してください。 ・従業者が兼務する場合は、兼務の状況が把握できるように作成してください。
<p>参考様式 6-1</p> <p>「従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表」</p> <p>参考様式 6-2</p> <p>「特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所の従業者について」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者及び相談支援専門員、従業者全員の毎日の勤務すべき時間数（4週間分）について記載してください。 ・4週の合計、週平均の勤務時間、常勤換算後の人数は、管理者は含めないでください。 ・1週間に当該事業所における常勤職員の勤務すべき時間数は、就業規則に定めてある時間数と一致させてください。
<p>参考様式 7</p> <p>「利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者等からの苦情を解決するために講ずる具体的な方法（担当者氏名、相談窓口、具体的な対応方針等）を記載してください。
<p>参考様式 8</p> <p>「主たる対象者を特定する理由等」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主たる対象者を特定する場合は提出してください。特定しない場合は提出の必要はありません。
<p>参考様式 9</p> <p>「指定特定相談支援事業者の指定に係る誓約書」</p> <p>参考様式 10</p> <p>「指定障害児相談支援事業者の指定に係る誓約書」</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者総合支援法第36条第3項、児童福祉法第21条の5の15第3項に該当しないことに関する誓約書です。 ・事業所の所在地・名称、代表者の住所・職名・氏名は、登記事項証明書と一致させてください。
就業規則	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員の配置人数を確認する際に、常勤者の勤務時間を確認します。 ・従業員が10人未満の事業所で、就業規則を作成していない

	い事業所においては、勤務時間に関する定め（始業時間、就業時間、休憩時間、1週間の勤務時間、休日など）を任意の様式で作成してください。
標準様式1 「特定事業所加算に係る届出書」	・特定事業所加算を請求する場合に、根拠となる（要件を満たすことが確認できる）資料と一緒に提出してください。
標準様式2 「体制加算に係る届出書」	・体制加算を請求する場合に、根拠となる修了証等の写しと一緒に提出してください。

（４） 現地確認について

事業所の設備等の確認のため、現地確認を行います。日時等をお知らせしますので御協力をお願いします。

（５） 指定の決定について

提出された申請書類等の内容を審査し、事業所ごとに指定を行います。

指定の可否に関しては、指定（不指定）通知をもって行います。なお、通知文は再交付しませんので取扱に注意してください。

申請書の提出（申請書が完備した状態）から指定までの標準的な期間は概ね1か月半です。なお、原則として、月の初日付けで指定します。

指定の期間は、指定を受けてから6年間です。指定期間については、指定通知に記載します。

4 指定後の手続き

（１） 指定後の更新申請の手続き

指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者は、当該事業に係る指定を受けて6年を経過する前にその更新を受けなければ効力を失いますので、指定の更新申請が必要になります。更新申請は、指定の期限が到来する1か月前までに手続きをお願いします。更新の申請書類は、最初に指定を受けた時と同じ書類が必要です。

（２） 指定後の変更・再開・廃止・休止の手続き

① 変更・再開の届出

指定後、指定事業所の名称、所在地等申請事項に変更があった場合、又は休止した事業

を再開した場合には、10日以内に届出書を提出してください。変更の場合は変更届書（様式第2号）、再開の場合は再開届出書（様式第3号）を使用してください。なお、添付書類は、変更等の内容により異なりますので、防府市障害福祉課まで御相談ください。

② 廃止・休止の届出

指定後、指定事業所の事業を廃止又は休止する場合には、廃止・休止の日の1か月前までに、廃止・休止届出書（様式第3号）を提出してください。添付書類は必要ありません。

（3） 指定後の計画作成費の算定に関する変更の手続き

① 新規・変更の届出

指定後、加算の算定を開始する場合には、前月の10日までに、特定事業所加算に係る届出書（標準様式1）又は体制加算に係る届出書（標準様式2）を提出してください。

また、それぞれの加算について、要件を満たすことが分かる書類を添付してください。

② 終了の届出

指定後、加算の算定を取りやめる場合には、前月の10日までに、特定事業所加算に係る届出書（標準様式1）又は体制加算に係る届出書（標準様式2）を提出してください。添付書類は必要ありません。